

春日井市行政改革大綱

平成17年3月

春日井市

目 次

はじめに	1
行政改革の基本的な考え方	2
1 行政改革の経過	2
2 更なる行政改革の必要性	2
3 行政改革の方向性	3
4 行政改革の視点	4
検討項目	
人材の育成及び行政体制の整備	
1 人材の育成	5
2 適正な職員の定数管理	7
3 簡素で機能的な職員体制の整備	9
4 給与の適正化	10
行政運営システムの見直し	
1 経営的感覚を持った行政運営方法への転換	11
2 市民と行政の役割の再検討	13
3 広聴広報体制の再整備	15
4 市民の視点に立った業務体制の見直し	17
企業経営的意識を持った財政運営	
1 自主財源の確保	19
2 健全な財政運営	21
3 将来を見据えた財政運営	23
4 財政状況の透明性の確保	24
参考資料	26

はじめに

21世紀に入っても依然として大変厳しい経済情勢や刻々と変化する社会情勢のほか、高度化・多様化する市民ニーズに対応し、将来にわたって個性豊かで活力に満ちた魅力のあるまちづくりを推進していくためには、これまでの手法や発想によらない新しい視点から、行政改革を推進していく必要があります。

さらに、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ）を最大限に活用して、市民満足度の高い行政運営ができるようにするとともに、その基盤となる職員の意識改革についても一層取り組んでいく必要があります。

このため、昨年9月に市民各層の代表や市民公募した皆さんからなる「春日井市行政改革推進委員会」を新たに設置しました。その中で、3つの小委員会において、「人材の育成及び行政体制の整備」「行政運営システムの見直し」「企業経営的意識を持った財政運営」の3つの視点に基づき、5か月にわたる審議をしていただきました。そして、本年2月8日に「春日井市の行政改革に関する提言」を受けました。

本市においては、この提言を受け、パブリックコメント手続きにより市民の皆さんから意見募集をし、「春日井市行政改革大綱」として、策定しました。この大綱は、今後実施する行政改革の基本方針と取組事項を取りまとめたものであり、この大綱を踏まえ「健やかな暮らしに活力あふれるまち 春日井」を目指し、市民の皆さんのご理解とご協力を得ながら、行政改革に積極的に取り組んでいきます。

行政改革の基本的な考え方

1 行政改革の経過

本市は、昭和61年と平成8年に続き、平成11年に第3次行政改革大綱を策定しました。そこでは主な目標として「健全な財政運営の確保と評価システムの確立」、「スリムで効率的な行政体制の確立」、「新たな時代に対応した行政システムの構築」を掲げました。こうした目標を達成するためには、事務事業の見直しや管理経費の節減、行政組織の再編、定員管理の適正化、行政の透明性の向上、ボランティア活動への支援の推進などについて検討する必要があり、そのための実施計画を策定しました。この実施計画にしたがって施策を実行し、事務事業の見直し、内部事務経費の節減、職員数・人件費の抑制などを行いました。

とりわけ、事務事業の見直しについては、事務事業の目的と成果を明確にするため、事業評価システムを導入することとし、平成14年度の一部試行を経て「行政評価」を昨年度から本格実施しています。さらに、今年度からは、外部評価の導入により、事務事業を一層効果的かつ効率的に実施し、また、限られた財源を有効に活用することができるような仕組みとしました。

このように、3次にわたる行政改革を実施し、それぞれの時代の要請に応じた行政体制の確立に取り組んできています。

2 更なる行政改革の必要性

第3次行政改革の推進期間中に、地方分権を推進するための法改正や制度改正が実施されました。また、行政の透明性を高めるために、情報公開と個人情報保護が制度化されました。社会を見渡すと、少子高齢化や高度情報化は一段と進んでおり、防犯・防災など市民に身近なところで生じている課題に対して取り組む必要性は増えています。市民ニーズが高度化や多様化の様相を強め、市民や企業が公共の分野で活動の場を広げる可能性も高まっています。このような状況に対して、行政は適切に対応する必要があります。

ボランティア活動などは、活発化していますが、一方、区・町内会や自治会への加入率の減少傾向もみられます。今後は、新旧住民や世代間の交流といった活動を通じて、地域というものも含めて「まち」としてさらに成熟させていくため、市民と行政とが連携・

協働しながら、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

本市の公共施設や都市基盤は、一定の整備が進んだといえる水準に達しつつあります。今後は、建築後かなりの年数が経過しているいくつかの施設において、施設維持のための大規模な修繕や建替えが必要になる時期を迎えています。

財政面では、これまでは、市税収入が減少傾向であるなか、基金の取崩しや市債を発行するなどによって支出との均衡を図ってきました。今後は、従来の増加基調での税収を前提とする行政運営を見直し、限られた収入の中で市民の満足度を最大化する方向へと切り替えていく必要があります。そして、地方分権時代に対応できるよう、持続的な財政構造を確立し、市民、企業、行政が一体となって、自立したまちづくりのできる体制を構築する必要があります。

職員数については、3次にわたる行政改革によって逐次削減をしてきました。今後、団塊世代が定年を迎え、4分の1以上の職員が退職することとなるため、年代均衡に配慮した計画的な職員の採用を考えていく必要があります。

3 行政改革の方向性

行政を取り巻く環境の著しい変化に対応していくためには、これまでの行財政システムを変えていく必要があります。

これから取り組もうとする行政改革に当たっては、行政を経営的視点から見直し、行政に経営的手法を積極的に導入します。すなわち、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ）を行政の施策全体に最適に配分するとともに、市民ニーズと急激に変化する外部環境を的確に把握し、これに即応できる、より効率的な行政システムを構築するものとします。

さらに、そのシステムの基盤となる職員の意識改革を最重要課題とし、地方分権に対応できる主体性・自主性を備えた職員を育成していきます。

そして、市民との信頼関係を築きつつ、市民と行政の連携・協働によるまちづくりを進めていきます。すなわち、地域活動・市民活動の活性化などにより、市民と行政の役割を補完し合うとともに、情報公開を拡大し、市民の行政への参加・参画を積極的に推進していきます。

これらを推進することが、市民一人ひとりの活動を通じて、心にゆとりを持ちつつ、住んで良かったと実感できる、活気のある春日井市にしていくことにつながります。

なお、今後の改革を着実に推進するため、常に改革を進められるような体制を構築し、この大綱の進捗状況を管理するとともに、社会・経済状況の変化を踏まえ、見直しを行っていきます。

4 行政改革の視点

今回の行政改革は、次の3つの視点に立ち推進します。

人材の育成及び行政体制の整備

人材の育成を図り、より機能的な組織体制に整備するとともに、定数管理及び給与水準の適正化を進めます。

行政運営システムの見直し

経営的感覚を持った行政運営体制やより市民の視点に立った業務体制に転換するとともに、市民と行政の役割を再検討し、新たな考え方に基づく行政運営を進めていきます。

企業経営的意識を持った財政運営

現在の厳しい財政状況を健全なものにし、将来を見据えた財政運営を行っていきます。

取組事項の表のうち取組年度の見方

：取組内容を検討する年度

：取組内容を実施する年度

なお、継続的な取組については、その最初の年度のみに記入しています。

人材の育成及び行政体制の整備

1 人材の育成

〔基本方針〕

自治体は「自己決定・自己責任」の原則の下、地域の実情に応じた独自の施策を展開できるようにになりました。しかしながら、自治体の力量が厳しく問われる時代にあって、多様化・高度化する市民ニーズや行政課題に的確かつ効率的に対応していくためには、質の高い人材の育成とその能力の活用が今まで以上に重要となっています。今後は、本市の目指すべき職員像として、市民との協働ができ、経営的感覚をそなえ、先見性やチャレンジ精神のある職員の育成をしなければなりません。

そのためには、研修による直接的な能力開発だけでなく、自己啓発に対する意欲を高める職場環境づくりや職員一人ひとりの個性と能力を最大限に活用する人事制度の構築などについて、男女共同参画の視点を踏まえ、総合的・体系的な体制づくりが必要です。

〔取組事項〕

番号	取組名	内 容	取組年度		
			17	18	19
	複線型人事制度(注1)への移行	若年職員の能力開発と適性把握を目的として、異なる部門への定期的な人事異動を実施します。 また、職員自らが目標を定め、自己の能力を発揮できるよう、その個々の適性を活かし、処遇していく制度を構築します。			
	人事考課制度の見直し	従来の年功序列型から能力・実績主義に対応する新たな評価システムを構築します。			
	研修体系の見直し	選択型研修を取り入れ、参加意欲を高めるとともに、複線型人事制度に対応できる様々な能力を養成するなどのため、研修体系を見直します。			

番号	取組名	内 容	取組年度		
			17	18	19
	市民起点の発想感覚の養成	市民の目線で行政サービスができるよう、コミュニケーション能力を高めるとともに、ボランティアやNPOなどの活動に積極的に参加している市民を講師に招くなどして、市民の発想を吸収できるような感覚を養成します。			

(注1) 複線型人事制度

特定の分野で高度な知識と経験を必要とする職員(エキスパート)、保育士などの資格を必要とする職員(スペシャリスト)、様々な分野で能力を発揮する職員(ゼネラリスト)を明確に位置づけ、複線のコースに区分し、人事管理、処遇を行う制度

2 適正な職員の定数管理

〔基本方針〕

職員の新規採用は、組織の弾力的・効率的運用のためには、欠かすことのできない要素であり、計画的・継続的な採用が必要です。

また、今後10年以内に団塊の世代の大量退職など職員の約4分の1以上が退職する時期を組織活性化の好機と捉え、新規採用のほか多様な雇用形態による人材の活用を図りながら、適正な職員定数の管理に努めるものとします。

さらに、年金制度の改正に合わせ、60歳前半の生活を雇用と年金の連携により支えるため、地方公務員法が改正され、定年退職者の知識・能力を活用できる職務に継続して任用する再任用制度が平成14年度から導入されました。この制度については、単に雇用期間の延長という考え方ではなく、幅広い経験と技術を持った人材としての効果的な活用や人件費の抑制という利点があり、再任用職員にふさわしい職域の創造・拡大を図りつつ、有効に活用していきます。

〔取組事項〕

番号	取組名	内 容	取組年度		
			17	18	19
	定数管理の適正化	団塊の世代の大量退職を迎えるにあたり、一定の行政サービスを確保するためには、職員の担うべき業務を整理し、適正な定数管理に努める必要があります。そのためには、骨格となる職員の年代構成の平準化を目指し、今後10年間の退職者の概ね2分の1を毎年度均等に採用を行うと同時に、平成21年度末までの5年間で保育職、消防職及び医療職を除き、現行の職員定数の9パーセントを削減します。	平成21年度末まで		
	再任用制度への対応	再任用職員の定数の設定や再任用にあたっての適性の確認など、選考制度の導入や長年の知識と能力を活かしながら、行政サービスの向上にもつなげる職務を構築します。			

番号	取組名	内 容	取組年度		
			17	18	19
	フルタイム制、短時間勤務等多様な勤務体制の推進	従来、公務員は終身雇用のフルタイムが原則ですが、任期付採用職員や短時間勤務職員などの多様な雇用形態による人材を活用します。			

3 簡素で機能的な職員体制の整備

〔基本方針〕

行政サービスは、人口の増加や価値観の多様化などによる市民の行政に対する要求の高まりに伴い、その範囲を拡大してきました。

しかし、今日では、景気後退の影響を受けて財政状況が厳しいなか、行政サービスを低下させないために、課・担当という既存の組織形態を見直すとともに、必要な職務に基づいた職制を確保することが必要です。

また、多様化・高度化する市民ニーズに対して、質の高いサービスの提供と状況の変化に応じた柔軟な対応をするため、業務内容に合わせた職員の適正な人員配置を行うことが必要です。

〔取組事項〕

番号	取組名	内 容	取組年度		
			17	18	19
	グループ制の導入による機動性の確保	組織の縦割り、硬直化という弊害を避け、簡素で効率的な執行体制とするため、試行的に一部の部門でグループ制を導入します。			
	適正な職制の構築	簡素でわかりやすい職制を目指し、主幹・副主幹制度や担当主査とそれ以外の主査のあり方を見直します。			
	業務内容による適正な職員配置の見直し	行政需要に対応して適正な職員数を配置します。			

4 給与の適正化

〔基本方針〕

地方公務員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員や民間企業の従業員の給与などを考慮して定めることとされています。本市においては、国家公務員の給与を100としたラスパイレス指数(注2)が、平成15年で県内の市平均99.4に対し97.7という状況です。これは、概ね適正な水準ではありますが、国における公務員制度改革の動向を踏まえ、職員の意欲を引き出すような能力・業績を重視した給与制度を導入します。

また、諸手当についても、基本的に国に準じた制度となっていますが、国と市の事務の範囲も異なることを踏まえ、今後も、人事院勧告の内容や、他市の動向を見極めながら、適正な給与水準の保持に努めていきます。

〔取組事項〕

番号	取組名	内 容	取組年度		
			17	18	19
	能力、業績を重視した給与制度の導入	現行の給与制度は、基本的には、年功序列型となっており、必ずしも能力や業績に応じたものになっていないため、それらを公正・公平に評価し、給与に適切に反映していくような新たな給与制度を導入します。			
	市独自の諸手当の見直し	通勤手当、特殊勤務手当など諸手当のうち独自のものについて、業務内容を踏まえ、その妥当性を見直すとともに、国や近隣市の制度との比較検討を行い、適正化を推進します。			

(注2) ラスパイレス指数

地方公共団体の一般行政職の職員の平均給与額を求め、国の平均給与額を100として算出した指数

行政運営システムの見直し

1 経営的感覚を持った行政運営方法への転換

〔基本方針〕

現在では、市民の意識やニーズが、多様化・高度化してきており、これに伴い、行政に求められるものも急速に変化してきています。

一方、本市では、長引く景気の低迷による市税収入の伸び悩みや急速な高齢化の中、これまでの増加基調での税収を前提とした行政運営を見直すことが必要となってきました。

このような状況の下では、限られた収入の中で市民の満足度を最大化するという、行政の目指すべき基本に立ち返る必要があります。言い換えれば

効果の向上（行政サービスに対する市民の満足度をできるだけ向上させること）

費用の低減（行政サービスに必要となるコストをできるだけ低減すること）

収入の増加（収入を税負担の増大以外の方法で増加させること）

という取組みを常に行っていく必要があります。

したがって、今後は、常に市民の意向やニーズを把握しつつ、費用対効果を重視し、収入に応じて支出を構成するという経営的感覚を持った行政運営に転換し、上記の3つの取組みを適切に運営管理する体制の整備を行うこととします。

〔取組事項〕

番号	取組名	内 容	取組年度		
			17	18	19
	経営的発想による行政の管理	<p>次の～のような経営的発想により行政運営を行っていくため、広聴広報部局、総合政策部局、行政評価担当部局を一元化し経営統括機能を持たせます。また、4の業務の改善を行う担当も当該部局に置き、を実施するほか、行政改革の進捗管理を行います。</p> <p>「迅速かつ的確な市民の意向の把握」 「市民の意向に沿った適切な施策の優先順位付け」 「優先順位付けの理由の積極的な説明・開示」のサイクルによる市政全体の施策の管理 個別事務事業ごとの費用対効果分析に基づく行政管理 新たな収入を生み出す施策の推進、適切な受益者負担の導入 市民の意向に沿い、かつ、コストの低い業務体制の企画と継続的な業務の合理化・改善</p>			
	経営会議による重要施策の決定	重要施策については、上記により新設する部局が主導的に実施する経営会議により検討し、予算に反映させる仕組みを導入します。			
	施策評価の導入	上記のサイクルの実効性を高めるために、施策の効果的かつ効率的な推進に向け、施策を構成する事業の優先順位付けを行う「施策評価」を導入し、併せて、この評価システムと連動した予算の枠配分システムを導入します。			

2 市民と行政の役割の再検討

〔基本方針〕

本市は、これまで、ボランティア組織の活動に市民等が参加するための情報提供、活動の場の確保などの環境整備を推進してきており、また、行政とボランティア組織との連携・協働が進んできています。

しかし、現在では、市民の意識やニーズの多様化・高度化とともに、行政だけではなく、NPO法人、地域団体など市民主導の団体が、それに対応する主体として社会的に認知されてきているほか、企業などの民間事業者もその対応主体となるような制度も増え始めてきています。

したがって、今後は、市民と行政との連携・協働を進めるとともに、市民と行政の役割を、共に考え直し、そして、それぞれの役割を果たしていくこととします。

〔取組事項〕

番号	取組名	内 容	取組年度		
			17	18	19
	市民と行政の役割を明らかにするための仕組みづくり	<p>市民と行政がそれぞれの役割の考え方を共有できるように、パブリックコメント制度など、市民と行政が共に考えることができるような仕組みにより、市民と行政の役割についての基本的な考え方を定めます。</p> <p>その基本的な考え方では、次の事項を併せて定めます。</p> <p>既存の事業について、行政だけがその役割を担うべきものかどうかを整理します。</p> <p>市民と連携・協働すべき事業を明らかにし、その連携・協働の仕組みを充実します。</p> <p>連携・協働を推進するため、事業の立案の段階から広く市民の意見を聴取しつつ、事業の立案を進める仕組みを構築します。</p> <p>大学、企業との共同研究や連携・協働施策についての方向性を定めます。</p>			

番号	取組名	内 容	取組年度		
			17	18	19
	民間活力を活用するための仕組みづくり	<p>指定管理者制度(注3)、PFI手法(注4)等のアウトソーシングを積極的に導入・活用できるよう、その導入・活用の基本方針を策定します。</p> <p>指定管理者制度については、今後、原則として、公募により多様な主体の参画を図ることとし、また、現在、公共的団体等に管理を委託している施設については、公共的団体等の今後の事業活動のあり方や適正な組織・体制等に関する抜本的な見直しを行ったうえで、公募型の制度に移行します。</p>			
			平成18年9月まで		

(注3) 指定管理者制度

住民が広く利用する施設など、地方自治法に基づく「公の施設」の管理に関して、従来の財団法人など市が出資する法人への「管理委託制度」に代わり、このような法人に限らず、市が指定する団体に管理を委任できる制度

(注4) PFI手法(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ手法)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間事業者の資金、経営能力又は技術的能力を活用して行う新しい手法

3 広聴広報体制の再整備

〔基本方針〕

近年、高度情報化社会の進展等に伴い、市民の意識やニーズの変化が著しく速くなってきています。行政には、このような変化を迅速に把握し、対応することが、これまで以上に求められています。

また、市民と行政の適切な連携・協働や役割分担の実現のためにも、その考え方などの基本的な情報が共有され、双方向のコミュニケーションが確保されることが重要です。そのため、透明性の十分な確保と間口を広げた広聴体制が必要となります。さらに、市民に市政への関心を持ってもらうためにも、わかりやすい情報提供を積極的に行うことが必要となります。

したがって、今後は、市民の意向やニーズを迅速に把握し、対応するとともに、適切な連携・協働や役割分担の実現のために、新たな視点からの広聴・広報を行うこととします。

〔取組事項〕

番号	取組名	内 容	取組年度		
			17	18	19
	積極的な市民の意向の把握	これまで実施してきた、まちづくり懇談会、市長へのホットライン、各種モニター制度については、幅広い層の意向が把握できるようにするなど、内容を充実させるとともに、聴取した市民の意見や意向をデータベース化等により体系的に整理します。			
		市民意向調査を年1回行うなど、様々な手段によりさらに広く市民の意向を把握し、これを予算に反映させるシステムを構築します。また、個々の事業の執行等にあたっては、できるだけ市民の意向を広く調査・把握したうえで、事業の執行等を行うことができるような仕組みを構築します。			

番号	取 組 名	内 容	取 組 年 度		
			17	18	19
	積極的な情報提供の推進	行政の説明責任の観点から、これまで以上に積極的な情報提供を図るため、ホームページ及び広報紙について、情報鮮度、使いやすさ・読みやすさを向上させるための見直しを行うとともに、掲載情報の重要性・必要性の観点からの内容を見直します。			
		提供する情報の内容の見直しと併せて、市民のニーズを把握しつつ、最適な情報提供の方法について検討します。			

4 市民の視点に立った業務体制の見直し

〔基本方針〕

近年、急速に変化する市民の意識やニーズに基づいた行政の改革・改善を行うための仕組みが必要となってきています。

このようななか、本市を含め、多くの自治体が「行政評価」を導入してきていますが、今後は、内部の業務体制の合理化や改善に、その結果を反映させる仕組みとしていくことが必要となります。

また、市民と行政の適切な連携・協働や役割分担の実現の観点からは、市民への負担を軽減するための業務の改善を行うことが必要です。

さらに、行政内部のコスト低減の観点からは、必要最小限の職員で適切に業務を行うために、ムダを省き、業務を合理化していくことが必要です。

したがって、今後は、常に市民の視点に立って、業務の合理化や改善を行い、市民の意向に迅速かつ柔軟に対応できる体制を整備することとします。

〔取組事項〕

番号	取組名	内 容	取組年度		
			17	18	19
	事務手続きの見直し・簡素化	事務手続きの方法や規則・要綱等の行政文書について、市民に負担をかけていないかの観点や必要性の観点から総点検を行い、廃止を含めて見直します。			
		同時に、必要性の乏しくなった行政内部の業務を位置づけているもの、行政内部の業務体制を硬直化させる要因となっているものを原則廃止します。			
	常に業務の改善を行う体制の整備	積極的な改善提案制度の実施、QC（注5）手法を用いた事務の見直し、業務フローチャート分析などにより、常に行政内部の業務体制をチェックする担当を常設し、行政評価担当部局との密接な連携が図れるような体制を整備します。			

番号	取組名	内 容	取組年度		
			17	18	19
	市民の視点に立った組織体制への改善	来庁した市民の利便性の向上を図るため、部局の名称の変更など市民にとってわかりやすい組織への再編、ワンストップサービス化などを、市民アンケート等を実施したうえで行います。			
		出張所等の機能の再編、電子申請の拡充、電子交付等について、そのニーズの把握と費用対効果の分析を行いつつ検討し、方向性を決定します。			

(注5) QC手法(クオリティ・コントロール手法)

品質管理及び品質改善を実施していくための手法

企業経営的意識を持った財政運営

1 自主財源の確保

〔基本方針〕

本市の主な歳入の推移をみると、その根幹をなす市税収入は、ピーク時の平成9年度に比べ、平成15年度には、約45億円減少しました。これは、主に長引く景気の低迷や減税等税制改正によるものです。今後は、収入に応じた支出の構成という経営的感覚を持った財政運営の下で、行政サービスを低下させないため、新たな観点から、徴収システムの可能性や課税対象等を適正に把握し、市税収入等を確保することを検討しなければなりません。

また、受益と負担の公平性を確保する観点から、利用者が限られているサービスなどを精査して、受益者負担が適当な事業については、適正な料金設定を行うとともに、使用料・手数料などすべての料金を見直し、その適正化を図る必要があります。さらに、未利用状態にある貸付、売却が可能な公有地の有効活用を図り、新たな財源を確保することを検討しなければなりません。

〔取組事項〕

番号	取組名	内 容	取組年度		
			17	18	19
	収納率の向上	自主財源の確保と負担の公平性の観点から収納率向上を図るため、新たな徴収システムの構築を目指します。			
		市税を始め、保育料や市営住宅使用料など収入に対し、収納窓口の多様化を図るため、コンビニ収納を導入します。			
		市税等に滞納がある者に対し、実状に応じて行政サービスのあり方について検討します。			
		県などとの広域的連携による市税の徴収体制について検討します。			

番号	取 組 名	内 容	取 組 年 度		
			17	18	19
	受益者負担の適正化	「経営」の観点からサービスの提供にかかるコストを縮減するとともに、料金を民間・他団体・国の基準等と比較しながらコストとバランスを欠いているものは均衡を図るよう見直します。			
		同種・類似の事業について、利用者の負担水準に格差があるものは見直します。			
		従来、無料であった行政サービスについても、受益者の適正な負担を求めめるため、有料化について検討します。			
	未利用地等の有効活用	平成 16 年度より新たに導入された土地リース制度(注6)を活用することによって、今まで土地を取得できなかった企業についても積極的に誘致を推進します。			
		保有資産の利用計画や利用状況を見直して、土地の高度利用、他用途への転用など有効活用を図るとともに、活用できない土地については、売却を検討します。			
		将来事業化が予定されているが当面は利用されない土地は、一時的に貸付を行うなど有効活用を図ります。			

(注6) 土地リース制度

進出企業の初期投資の負担をおさえて、コスト軽減を図る制度

2 健全な財政運営

〔基本方針〕

これまで様々な方策により経費の節減を図ってきました。さらに、収入に応じた支出を構成する今後の行政運営においても、経費の節減は重要です。公共工事は、これまで以上に積極的にコストの節減を行い、公共施設は、経営的観点により、建設費から将来の維持管理費までを含め、長期的視野から管理することとします。さらに、市民生活に密着した業務についても、業務委託の可能性について検討していくことが必要です。

〔取組事項〕

番号	取組名	内 容	取組年度		
			17	18	19
	業務委託の推進	経費の節減、事務効率化等を図るために、委託が可能な事業を洗出し、積極的に委託を推進します。			
	公共工事のコスト縮減	「春日井市公共工事縮減対策に関する新行動計画」に基づき、計画・設計の見直し、工事発注の効率化、新工法の導入などによる直接的な工事コストの縮減を図ります。			
		建設コストの縮減や職員の意識改革を図るため、インハウスVE(注7)を推進します。			
	公営企業等の経営健全化	事業の効率化や経費の見直しなどを行うとともに、受益者負担の適正化を図ります。			
	公共施設の管理の見直し	長期的な視野から計画的に修繕を加えることにより、総コストの縮減化をはかるとともに、施設の延命化を図ります。			
		利用率の少ない施設や設置した意義が薄れてきている施設、類似施設などについては、利用実態や地域性などを考慮し、縮小・統合・休止・廃止を検討します。			
	新たな入札・契約方式の導入	これまで改善されてきた入札・契約制度の一層の定着・浸透を図りながら透明性、競争性、効率性を高めつつ、市内業者の育成も考慮するとともに、情報化の進展などに伴い、諸手続きの合理化・簡素化のため、電子入札を導入します。			

(注7) インハウスVE

計画・設計等の段階でその組織内の職員が持っている技術や能力を活用し、工法や使用材料等に創意工夫をこらした技術検討や提案を行い、この提案等を設計に反映させることにより建設コストの縮減や職員の意識改革を図る方法である。

基本設計・実施設計を対象とし、設計作業のできるだけ早い時期に実施することでより効果が上がる。

3 将来を見据えた財政運営

〔基本方針〕

予算・決算などの会計制度は、現金主義に基づく毎年度の歳入と歳出という資金の収支で捉えられており、この仕組みは、毎年度の資金の過不足を適正に把握し、財政の健全性をチェックする役割を果たしてきました。しかし、市税収入の伸び悩みや、現在、国で議論されている地方税財政の三位一体改革による「国庫補助負担金の廃止・縮減」「地方への税源移譲等による地方税財源の充実強化」「地方交付税の見直し」など市を取り巻く状況を見ると、今まで以上に、限られた財源の最適配分が求められます。

今後は単年ではなく、中長期的な財政見通しに基づき、将来的な財政負担にも対応できる計画的な財政運営が必要です。

また、職員一人ひとりが危機意識を持ち、企業会計的思考の積極的な導入を図り、将来を見据えた財政運営を行います。

〔取組事項〕

番号	取組名	内 容	取組年度		
			17	18	19
	予算編成システムの再構築	事務的な経費や施策的な経費などに区分した枠配分のあり方を検討します。			
		予算執行において、節減した経費の評価のあり方を検討します。			
	企業会計的手法の導入	今後の財政危機に対応するため、企業会計的手法における引当金に相当する積立金を設けるとともに、貸借対照表（バランスシート）や損益計算書（行政コスト計算書）等財務諸表を作成します。			
		企業経営的財政運営に関する職員の意識改革を図るため、新たに研修を導入し、職員に原価意識を持たせます。			

4 財政状況の透明性の確保

〔基本方針〕

市民との役割分担、協働の実現のためには、情報の共有は不可欠であり、市政に対する市民の意見・要望をしっかりと受け止め、的確に応えていく仕組みを充実していくことが求められます。これまでも、市の財政状況を定期的に公表してはいますが、今後さらに、財政状況を市民に理解してもらうために、わかりやすい財政状況の公表が必要です。

また、数値目標を設定することにより、公平・公正・透明な市民本位の財政運営を図り、市民の理解の促進につなげます。

〔取組事項〕

番号	取組名	内 容	取組年度		
			17	18	19
	わかりやすい財政状況の公表	本市の財政状況をわかりやすく分析した資料を公表し、資産や負債などの財政状態や、行政にかかるコストを明らかにします。			
		市の現状を市民に理解してもらうために、事業などの企画立案から実施に至るまで、可能な限りより多くの情報をわかりやすくかつ迅速に市民に公表します。			
	中期財政計画の公表	将来的な健全性を確保するとともに、将来の財政状況を市民に理解してもらうために、次の財政運営数値目標を目指した中期財政計画を毎年度公表します。			
		ア プライマリーバランス(注8)の黒字化を堅持します。 イ 平成15年度の起債制限比率(注9)12.3パーセントを平成19年度末までに11パーセント未満とすることを目指します。			

(注8) プライマリーバランス

歳入総額から市債(借金)を控除したものと、歳出総額から公債費(借金の返済のための元利償還)を控除したものと釣り合い状態を見るもの。ただし、臨時財政対策債(地方交付税で措置されていた地方の財源不足の一部を市債で措置するものをいう)は、地方交付税の振り替わりのため、歳入から控除する市債に含めない。

(注9) 起債制限比率

地方債の許可制限に係る指標として、地方債許可方針に規定されているものである。これは、経常一般財源収入のうち公債費(交付税措置されるものを除く。)に充当されたものの占める割合で、比率を過去3年平均したものをいう。なお、この比率が20パーセントを超える団体は、一定の地方債の発行が制限される。

参考資料

公共施設整備状況

項 目	春日井市	類似団体	特例市
道路舗装率 【舗装済延長/実延長×100】(%)	96.4	92.5	90.9
橋りょう永久橋比率 【永久橋/橋×100】(%)	98.1	99.6	99.2
都市計画区域内人口1人当たり面積 【公園面積/都市計画区域内人口】(㎡)	10.4	6.8	7.9
公営住宅等比率 【公営住宅等戸数/住民基本台帳登録世帯数×100】(%)	0.6	1.7	2.4
ごみ処理施設1日当たり焼却処理量 【焼却処理量/稼働日数】(t)	305.3	275.2	279.7
ごみ処理施設1日当たり圧縮・破砕処理量 【圧縮・破砕処理量/稼働日数】(t)	73.6	49.5	38.9
上水道等普及率 【給水人口/(住民基本台帳人口+外国人登録人口)×100】(%)	100.0	99.9	99.6
下水道普及率 【現在排水人口/(住民基本台帳人口+外国人登録人口)×100】(%)	61.2	59.0	77.9
保育所施設充足率 【(公立定員+私立定員)/対象者数×100】(%)	96.9	92.7	88.6
市立小学校校舎不足率 【校舎不足面積/(校舎不足面積+校舎面積)×100】(%)	2.8	3.6	4.6
市立小学校体育館設置学校比率 【体育館設置学校数/学校数×100】(%)	100.0	100.0	99.2
市立小学校プール設置学校比率 【プール設置学校数/学校数×100】(%)	100.0	99.4	95.2
市立中学校校舎不足率 【校舎不足面積/(校舎不足面積+校舎面積)×100】(%)	0.8	3.7	1.5
市立中学校体育館設置学校比率 【体育館設置学校数/学校数×100】(%)	100.0	100.0	99.0
市立中学校プール設置学校比率 【プール設置学校数/学校数×100】(%)	100.0	98.7	89.0

公共施設状況調(平成14年度)(財団法人 地方財務協会発行)

類似団体(一宮市・四日市市・八尾市・加古川市 8市中5市)

(類似団体条件 特例市・人口23-43万・次+ 次95%以上・ 次65%未満)

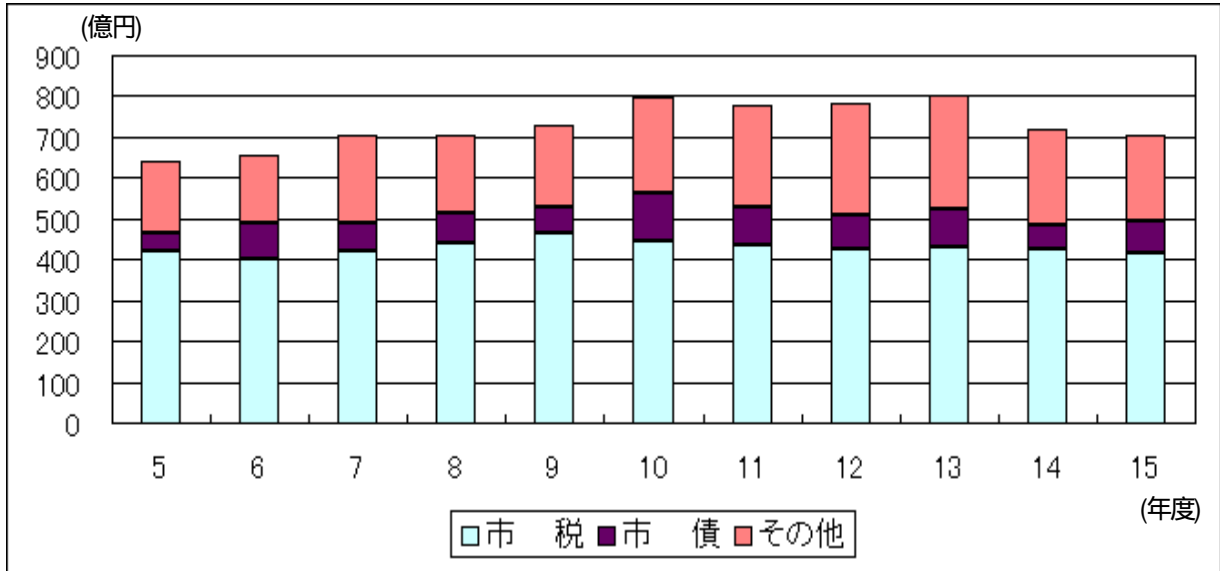
特例市(37市中30市)(特例市条件 人口20万以上)

一般会計規模に占める税収

(単位:億円)

年 度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
一般会計	640	653	704	705	728	798	776	784	800	720	706
市 税	422	401	423	439	463	443	437	426	428	425	418
市 債	43	87	64	73	64	119	89	82	97	61	77
その他	175	165	217	193	201	236	250	276	275	234	211

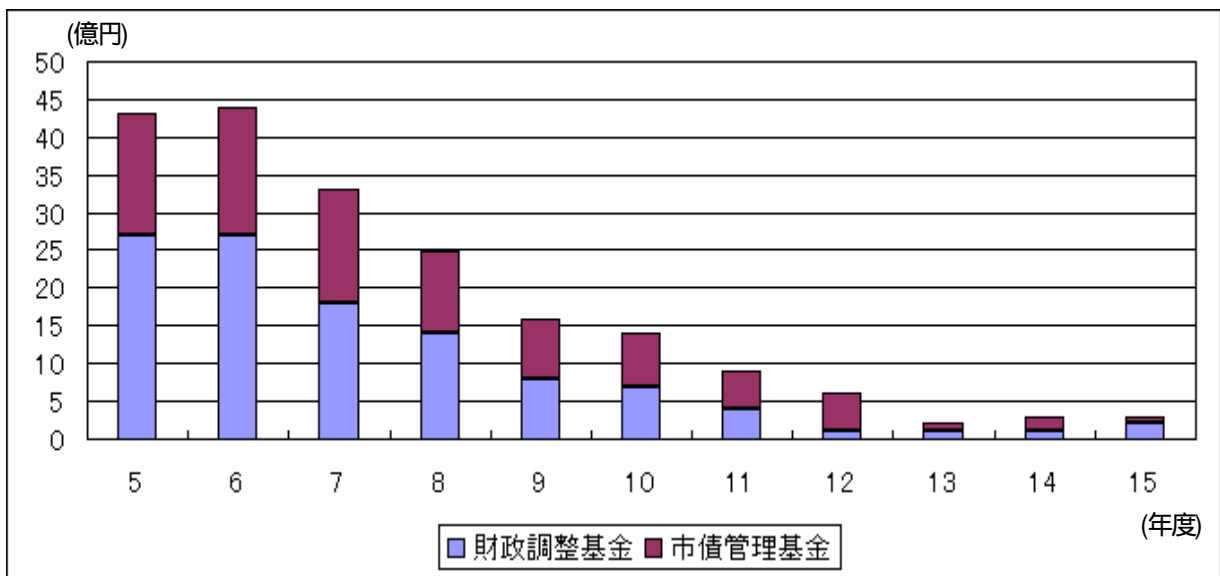
その他...国・県支出金、地方消費税交付金、地方譲与税など



財政調整基金・市債管理基金残高

(単位:億円)

年 度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
財政調整基金	27	27	18	14	8	7	4	1	1	1	2
市債管理基金	16	17	15	11	8	7	5	5	1	2	1
基金残高計	43	44	33	25	16	14	9	6	2	3	3

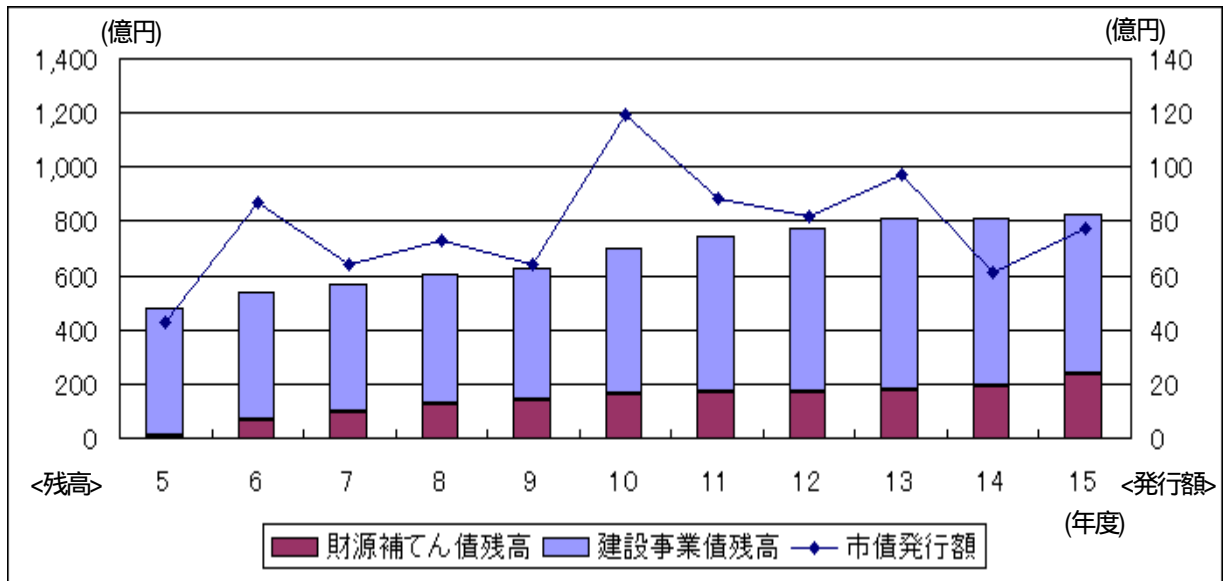


市債発行と市債残高(一般会計分)

(単位:億円)

年 度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
市債発行額	43.1	86.7	64.3	72.8	64.3	119.2	88.7	81.8	97.0	61.4	77.4

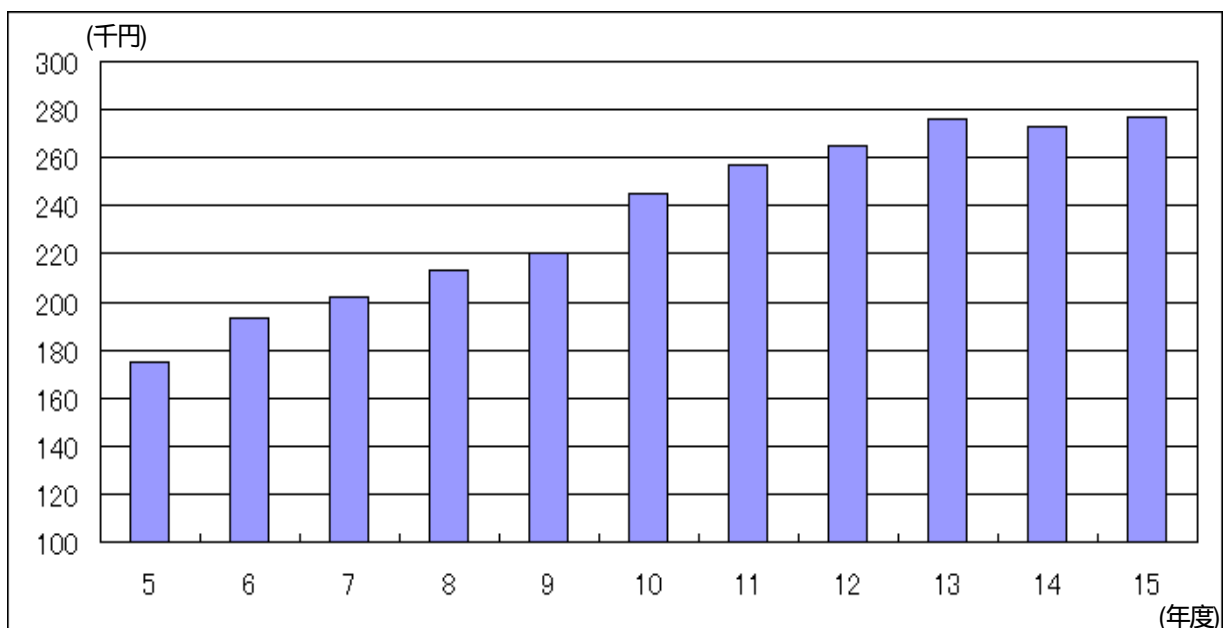
年 度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
建設事業債残高	475	473	473	475	485	537	576	607	639	614	584
財源補てん債残高	7	63	94	128	142	165	167	166	174	195	239
市債残高計	482	536	567	603	627	702	743	773	813	809	823



市民一人当たりの市債残高(一般会計分)

(単位:千円)

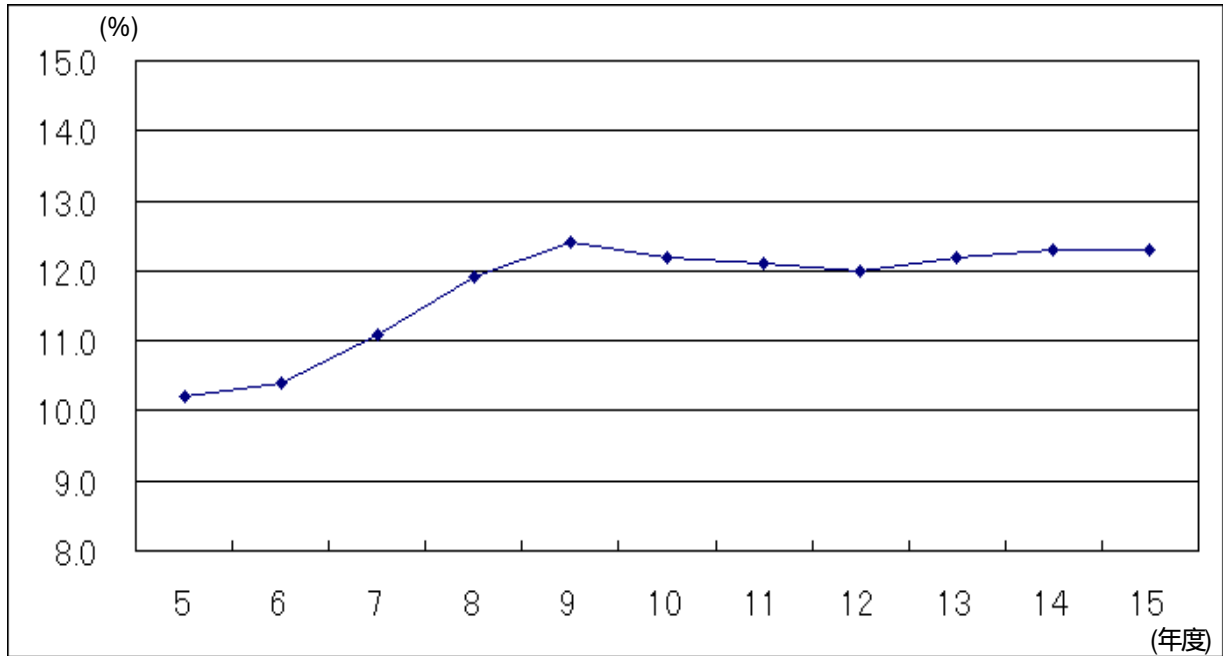
年 度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
一人当たり	175	193	202	213	220	245	257	265	276	273	277



起債制限比率

(単位: %)

年 度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
起債制限比率	102	104	111.1	119	124	122	121	120	122	123	123



職員の年齢構成 (保育職、消防職及び医療職を除く。)

(平成16年4月1日現在)

